

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当たる日が休日には、
当たる日がどきに當てること)

目次

大

◇告示

国民健康保険法第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険医の登録があつたものとみなされるもの

地籍調査の成果の認証

土地改良区の解散

解除予定の保安林

とう精業者の登録

土地の用途廃止

危険物取扱主任者試験の実施

鳥取食糧事務所管内出張所の位置の変更

鳥取県告示第五百四十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により、申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに

国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年

年改令第三百六十三号）第一条第一項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十一年十月十八日

鳥取県知事 石破二朗

診療所の名称 所 在 地 申出の受理の年月日
中尾医院 岩屋 八頭郡若狭町大字大庭堂一三三 昭和四十一年七月二十三日
登出張所

鳥取県告示第五百四十五号
国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十一年十月十八日

鳥取県知事 石破二朗

登録の記号及び番号 氏名 登録の年月日
鳥園謙 二六〇 韶谷敬一 昭和四十一年九月二十一日
鳥園医 一三三五 池上忠興 十四年
鳥園葉 一七〇 田中直成 十七年

鳥取県告示第五百四十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第二百八十八号）第六条の三第二項の規定により定めた昭和三十六年度の事業計画に基づき名和町が実施した地籍調査の成果を同法第十九条第二項の規定に基づき認証したので、同法同条第四

<p>鳥取県告示第五百五十一号</p> <p>建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十一年十月五日から用途廃止した。</p> <p>昭和四十一年十月十八日</p> <p>鳥取県知事 石 破 二 朗</p> <p>所面積 用途</p> <p>八頭郡船岡町大字見櫻中字松ノ木前一、二〇、八〇平方メートル 通路敷七八番九地先から一八〇番九地先まで</p>	<p>鳥取県告示第五百四十八号</p> <p>次の土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第六十七条第一項第二号に掲げる事由により解散したので、同法同条第三項の規定により告示する。</p> <p>昭和四十一年十月十八日</p> <p>鳥取県知事 石 破 二 朗</p> <p>大茅村石井谷土地改良区 鳥取市横枕・ 江川・ 法勝寺村聯合・ 米子市中谷・ 高益村往来西・ 源田川・ 上中山村庄田・ 大高村尾高・ 莊田・ 高長・ 上万・ 光德村東坪・ 岸本・</p> <p>鳥取県告示第五百四十九号</p> <p>次の保安林を解除予定の保安林にしたが、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。</p> <p>昭和四十一年十月十八日</p> <p>鳥取県知事 石 破 二 朗</p> <p>一 解除予定に係る保安林の所在場所 岩美郡福部村大字鷺山字高坂二二六四の四四九（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>二 保安林として指定された目的 飛砂の防護</p> <p>三 解除の理由 配電線路敷地並びにその附帯敷地とするため</p> <p>（「次の図」は、省略し、その裏面を鳥取県森林課林務課及び福部村役場に備え置いて該覧に供する。）</p> <p>昭和四十一年十月十八日</p> <p>鳥取県知事 石 破 二 朗</p> <p>監査所の所在地</p> <p>（「次の図」は、省略し、その裏面を鳥取県森林課林務課及び福部村役場に備え置いて該覧に供する。）</p> <p>昭和四十一年十月十八日</p> <p>鳥取県知事 石 破 二 朗</p> <p>一 試験の日時及び場所 試験の日時 昭和41年11月9日午前8時30分から 試験の場所 鳥取市東町1丁目 鳥取県庁 倉吉市研屋町 労働会館</p> <p>二 試験の種類</p> <p>乙種（第4類）危険物取扱主任者試験</p> <p>3. 試験科目</p> <p>(1) 基礎物理学及び基礎化学</p>
---	---

